

チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託受託候補者選定審査要領

(目的)

第1 この要領は、チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託受託候補者の選定を適切に行うために定める。

(選定審査会)

第2 選定審査会は、チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託受託候補者選定審査会設置要領による。

(審査の項目)

第3 企画提案審査における審査の項目は、別表1のとおりとする。

(審査方法及び受託候補者の選定)

第4 審査方法は、選定審査会が別表1の審査の項目について審査、採点し、その得点を合計したものを企画提案者の評価点として、最も評価点の高い企画提案者を本業務の受託候補者、次点者を準受託候補者として選定する。

2 最も評価点の高い企画提案者が複数あるときは、審査委員の協議により受託候補者を選定する。

3 提案者が1者のみでも、審査会（プレゼンテーション方式）の開催を経て、受託候補者を選定する。

(失格要件)

第5 本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 市及び他の企画提案者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的又は間接的に求めたとき。
- (2) 他の企画提案者の協力者であったとき。
- (3) 「チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領」に定める手続、方法等を遵守しないとき。

(審査結果)

第6 審査の結果については、企画提案者に対し、書面により通知するものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月23日から施行する。